

平成28年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

<b>事業名</b>	保育所運営費			<b>担当部局庁</b>	雇用均等・児童家庭局			<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始年度</b>	昭和23年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	平成27年度	<b>担当課室</b>	保育課			朝川 知昭		
<b>会計区分</b>	一般会計									
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	児童福祉法第53条			<b>関係する計画、通知等</b>	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)					
<b>主要政策・施策</b>	子ども・若者育成支援、少子化社会対策、男女共同参画			<b>主要経費</b>	社会保障					
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	保育に欠ける児童について、心身ともに健やかに育成されること等を保障するものとした児童福祉法第45条第1項の基準を維持するための費用として、市町村が支弁した経費に対して国が負担することにより、保育の質を確保し、計画的に受入児童数の拡大を図ることにより、就労しながら子育てしたい家庭を支える。									
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	市町村が、児童福祉法に基づいて保育に欠ける児童を保育所に入所させた場合に、保育所における保育の実施に要する費用として市町村が支弁した経費に対し、国が負担するもの。なお、子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月施行)に伴い、平成27年度以降の保育所運営費は、「子どものための教育・保育給付費負担金」として内閣府予算に計上されているが、平成26年度以前に支弁した負担金の追加交付(過年度精算分)が発生した場合には、児童福祉法の規定に基づき、引き続き、当該事業により国は費用負担する。  実施主体:市町村 補助率:1/2(負担割合:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)									
<b>実施方法</b>	負担									
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
		補正予算	-	8,806	2,463	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
		計	425,625	466,917	2,463	0	0			
	執行額	400,153	428,491	2,165	-	-				
執行率(%)	94%	92%	88%	-	-					
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
	平成29年度末までに44%(ただし、平成27年度以降の保育所の運営費は内閣府予算に計上されており、内閣府予算として成果目標を設定)	3歳未満児への保育サービス提供割合(※ただし、平成27年度以降の保育所の運営費は内閣府予算に計上されており、内閣府予算として成果目標を設定)	成果実績	%	26.2	27.3	-	-	-	
		目標値	%	44	44	-	-	-	-	
		達成度	%	59.5	62	-	-	-	-	
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				
	認可保育所の受入児童数(各年度4月1日現在定員数) (ただし、平成27年度以降の保育所の運営費は内閣府予算に計上されており、内閣府予算として成果目標を設定)	活動実績	万人	229	234	-	-			
	当初見込み	万人	232	239	-	-				
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠	単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				
	国庫負担額(千円)÷児童数(人) (予算ベースで推計)	単位当たりコスト	千円	290.7	304	-	-			
		計算式	千円/人	425,625,076/1,464,101	466,917,279/1,536,101	-	-			
<b>平成28-29年度予算内訳</b> (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由						
	保育所運営費	-	-	子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月施行)に伴い、平成27年度予算より内閣府予算に計上。						
	計	0	0							

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること(Ⅵ-2)							
	施策	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること(Ⅵ-2-3)							
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 29 年度
		平日昼間の保育サービス (認可保育所等の定員)	実績値	万人	234	253	集計中	-	-
			目標値	万人	-	241	-	-	267
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
		-	-	-	施策の進捗状況(実績)				
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	市町村が、児童福祉法に基づいて保育に欠ける児童を保育所に入所させた場合に、民間保育所における保育の実施に要する費用として市町村が支弁した経費に対し、国が負担することにより、保育の質を確保し、計画的に受入児童数の拡大を図ることにより、就労しながら子育てしたい家庭を支える。(平成27年度は内閣府予算)								
	経済・財政再生アクション・プログラム	改革項目	分野:	-					
(第一階層) KPI		KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	
達成度		%	-	-	-	-	-	-	
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	
達成度		%	-	-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									
-									
事業所管部局による点検・改善									
国費投入の必要性	項目	評価	評価に関する説明						
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	就労希望者の保育ニーズに対応し、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、平成22年に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」に基づき、政府として取組を推進してきた事業である。 子ども・子育て支援新制度の施行により、平成27年度以降の保育所運営費は、内閣府予算に計上されることになったが、平成26年度以前に支弁した保育所運営費の追加交付(過年度精算分)が発生した場合には、児童福祉法の規定に基づき、引き続き、当該事業により国は費用負担する。						
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	就労希望者の保育ニーズに対応し、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、平成22年に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」に基づき、政府として取組を推進してきた事業である。 子ども・子育て支援新制度の施行により、平成27年度以降の保育所運営費は、内閣府予算に計上されることになったが、平成26年度以前に支弁した保育所運営費の追加交付(過年度精算分)が発生した場合には、児童福祉法の規定に基づき、引き続き、当該事業により国は費用負担する。						
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	本事業は、平成26年度以前に支弁した保育所運営費の追加交付(過年度精算交付分)が発生した場合に、児童福祉法の規定に基づき、国は費用負担するものだが、政府として待機児童の解消に向けて保育の量的拡大を進めており、内閣府予算に計上された子どものための教育・保育給付費負担金とあわせて、優先度の高い事業である。							

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無	-
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無	-
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	市町村が私立保育所に支弁した費用について、児童福祉法の規定に基づき国がその1/2を負担しているもの。(負担割合:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	保育所運営費は、保育の実施につき、児童福祉法第45条第1項の基準を維持するための費用として、市町村が私立保育所に支弁した費用のうち、児童福祉法の規定に基づき、国がその1/2を負担しているものであり、その費用については、入所定員、所在地による地域差等を考慮して算定している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	市町村が私立保育所に支弁した費用について、児童福祉法の規定に基づき国が1/2を負担しているものであり、資金の流れの中間段階での支出は発生していない。(負担割合:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
事業の有効性	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	保育の実施につき、児童福祉法第45条第1項の基準を維持するための費用として、市町村が私立保育所に支弁するものであり、事業目的に即し真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	平成26年度以前に支弁した保育所運営費の確定等に伴う追加交付(過年度精算分)に必要な所要額(見込み)を各都道府県から報告させ、補正予算計上したところだが、会計検査院の指摘や確定手続における精査の結果、一部自治体において、加算の適用誤りや保育料の算定誤りなどが見受けられ、必要となる所要額が過大に計上されていたことから、不用が生じたものである。
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		-	-
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	毎年度、3歳未満児への保育サービス提供割合は着実に増加しており、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、今後、更に増加することが見込まれるところである。(ただし、平成27年度以降の保育所運営費は内閣府予算に計上されており、内閣府予算として成果目標を設定)
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-
関連事業	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	毎年度、3歳未満児への保育サービス提供割合、受入れ児童数ともに着実に増加しており、当初見込みに見合った活動実績となっている。(ただし、平成27年度以降の保育所運営費は内閣府予算に計上されており、内閣府予算として実績を評価)
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どものための教育・保育給付費負担金(内閣府) <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度以降の幼稚園・保育所・認定こども園等に対する運営費(施設型給付費等)について、子ども・子育て支援法に基づき、国が費用負担するもの。</li> </ul> </li> <li>保育所運営費(厚生労働省) <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度以前の保育所運営費について、確定等に伴う追加交付(過年度精算交付分)が発生した場合に、児童福祉法に基づき、国が費用負担するもの。</li> </ul> </li> </ul>
	所管府省・部局名	事業番号	事業名	
内閣府 子ども・子育て本部		子どものための教育・保育給付に必要な経費		
点検・改善結果	点検結果	<p>すべての子どもの健やかな育ちを保障し、安心して子どもを産み、育てられる社会にするため、質の確保された保育サービスを充実させることが重要であり、待機児童解消加速化プランに基づき、平成29年度末までに1、2歳児への保育サービス提供割合を46.5%、0歳児への保育サービス提供割合を16.1%とする目標値を設定し、希望するすべての人が子どもを預けて働くことのできる社会の実現に向けて政府として取り組んでいるところである。</p> <p>保育所の受入れ児童数及び3歳未満児への保育サービス提供割合は毎年度増加(24年度25.3%、25年度26.2%、26年度27.3%)しており、また、待機児童解消に向けた受入児童数の増加等に対応するための必要な予算額を確保し、執行率も毎年度90%を上回るなど効果的に施策が実施(24年度97%、25年度94%、26年度92%)されており、各点検項目による評価も概ね妥当と考えられる。</p>		
	改善の方向性	保育所運営費については、子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月施行)に伴い、平成27年度より内閣府予算に計上。		

外部有識者の所見

行政事業レビュー推進チームの所見

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	392	平成23年度	353	平成24年度	301	
平成25年度	647	平成26年度	652	平成27年度	661	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

**資金の流れ**  
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
 (単位: 百万円)



